

令和5年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和5年6月27日(火)に開催した第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和5年6月27日(火) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区立教育センター 4階 研修室1・2

3 出席者

港 区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	総務部長(副会長)	湯川 康生
	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	人権・男女平等参画担当課長代理	大久保 光佐子
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学 教授 代理	垣花 真一郎
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	佐藤 静
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署生活安全課長代理	後藤 宗史
	高輪警察署生活安全課長	近 将
	麻布警察署生活安全課長	木下 忠之
	赤坂警察署生活安全課長	小池 一嘉
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港 区 港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	寺原 真希子
	教育委員	中村 博
	高輪地区総合支所副総合支所長兼管理課長	桜庭 靖之
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

4 議 事

- (1) 令和5年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料2】
- (3) 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料3】
- (4) 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について 【資料4】
- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】
- (6) 学校で起きたいじめの事例について 【資料6】
- (7) 学校における取組（協議会の報告を受けて）について 【資料7】
- (8) 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料8】
- (9) 令和5年度港区青少年健全育成活動方針について 【資料9】

5 意見交換

- (1) 人権・男女平等参画担当課長代理 大久保 光佐子

最近の子どものいじめは、多様化が進み、インターネットなどを介して、いじめが一層見えにくくなっている。いじめが生じる背景には、子どもを取り巻く様々な環境が複雑に絡み合っているが、根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあるのではないかと考えている。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、基本理念として、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取り扱いを受けることがないようにすることが掲げられている。人権・男女平等参画担当では毎年、区立小学校5年生に、「大切なこと」という人権啓発冊子を配布している。いじめを含む人権問題について、子どもたちに少しでも関心をもっていただきたい。

また、性的マイノリティについては、先だって国会で「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行された。今後議論が進む中で、性的マイノリティに関するいじめの事案が増えてくる懸念される。男女共同参画センターでは、講習会や出前講座を開催している。まず、大人が理解を深めるべきであると考えている。

- (2) 教育センター相談員 佐藤 静 委員

教育相談室では様々な相談を受ける。相談の中には、いじめが関連しているケースがある。そのような場合、学校や指導主事と連携して対応にあたっている。

いじめが関連していたケースとして、昨年度起きた児童が同じ学級の児童から金銭を要求された事例を報告する。本件は、いじめに担任が気付いたことで発覚

し、担任が管理職と対応した。その後、いじめにあった児童の保護者から教育相談に、「子どものケアにどう取り組んでいったよいか。」と相談があった。今後当該児童が、加害児童と同じ学級で過ごしていく上で、さらに傷つくことがないように、相談員、担任、管理職、指導主事が見守り方について協議し、対応した。

本事例をはじめ、教育相談室で受けるいじめの相談の傾向としては、発覚後のケアについての相談が多い。

また、子どもがいじめを受けたことで、保護者が傷ついていることがある。保護者自身が過去に受けたいじめをフラッシュバックし、対応したケースもあった。教育相談室としては、学校とは異なる立場で、子どもと保護者の相談にのっていければよいと考える。

(3) 東京湾岸警察署生活安全課長 清水 義和 委員

【資料6】と同様の事例があったので、紹介する。元々は子ども同士の問題で、子どもたちの間では解決していても、保護者間で折り合いがつかず、余計トラブルが大きくなった事例である。警察に相談があっても事実認定ができず、弁護士を立てて裁判をしたとしても解決は難しい。こうした事例で問題なのは、保護者同士が争い、口論している様子を見て、子どもが精神的に不安定になってしまうという点である。このような事例は多く、警察としても対応に苦慮している。

(4) 医師 武石 恭一 委員

当院にかかっている子どもの話を聞くと、コロナの影響はあまり感じられない。むしろ集団生活が苦手な子どもからは、オンラインの方が楽だったという声もあり、対面での対応に戻った今の状況を厳しく感じている子どもは一定数いる。

【資料6】にあるような事例が増えている。極端な考えをもっている保護者もいる。子どもが学校行けなくなったのは学校のせいだということで訴訟を起こそうとする保護者もいる。

発達障害の場合、診断をして保護者に伝える際の障害受容がとても難しい。医師として保護者が自分の子どもの発達障害について理解が進むよう、学校に相談するよう働きかけるが、なかなかうまくいかない。

子どもたちは様々な発達上の問題をもっているということを、学校から子どもたちに周知して欲しいと思う。また、指導者もそれを十分理解して欲しい。子どもたちの具体的な特徴というものを受容しながら支援していく必要がある。【資料6】の事例は、注意した子どもは、善意である可能性が高い。だが、相手の保護者は怒ってしまう。このような場合、やはりその発達の特徴を踏まえた対応というのも含めて、学校全体が発達障害に対しての理解と対応というものを組み立てていくことが必要かと考える。

(5) 学校教育部長 吉野 達雄 委員

【資料7】の中学校からの説明から、日頃から未然防止に取り組んでいることが分かった。しかし、現実にはトラブルが起きてしまうこともある。実際にどんなトラブルが起きて、どんな対応をしたか、ここで紹介して欲しい。

また、小学校、中学校それぞれで、発達障害の子どもについては、どのように周知しているのか教えてほしい。

さらに、性的マイノリティについては、相談があった場合、子どもたちにどのように指導しているのか教えて欲しい。

<回答>

区立中学校長会副会長（お台場学園港陽中学校長） 大島 一浩 委員

本校の事例として、SNS上での中傷があった。当該生徒以外の生徒が教師に相談し発覚した。関係している生徒全員に聞き取りを行い、指導した上で、SNS上の書き込みを全部削除させた。現在経過を見ている。

【発達障害について】

発達障害については、子どもの発達の特性を保護者が理解することがとても難しい。特性のある生徒は、学級全体に伝えてよいか保護者に確認をとっても、やめて欲しいとの回答が多い。学校としては、全員が過ごしやすい学級であることを目指す指導を行っている。生徒の考え方が各自で異なる中で、どうすれば過ごしやすくなるか、生徒自身が考えられるよう指導している。

【性的マイノリティについて】

性的マイノリティについては、標準服で女子生徒がスラックスやネクタイを選択するという事例はある。ただそれが本当に性的マイノリティなのか、単にスラックスの方がおしゃれな感覚なのかということについては線引きが難しい。水泳指導時や体育着の更衣、トイレの使用の相談は、本校では今のところない。

<回答>

区立小学校長会副会長（御田小学校長） 齋藤 恵 委員

【発達障害について】

発達障害の特性についての周知は、保護者の思いがあるため難しい。低学年の段階から道徳の授業や学級での指導で、子ども同士違いがあったとしても、個性として違いを受け止めるよう指導している。例えば、1年生の道徳の授業で、乱暴な猿を仲間外れにする話がある。相手が乱暴だからのけものにするということについて、本当にそれでいいのか、自分だったらどうするか、考え、話し合いをさせる。話し合う中で、他にも方法があるのではないかと意見が出てくる。こうした経験の積み重ねにより、実際にはどのように声をかけ、どのような方法なら伝わるか、子どもたちなりに見つけ、違いを受け入れられるようになる。

【性的マイノリティについて】

本校では、現在のところ子どもたちや保護者からの性的マイノリティに関する相談はない。